

「解体撤去実施マニュアル」の改訂について＝(案)＝

1. 概要

「解体撤去実施マニュアル共通編」については、これまでも各事業の解体撤去において得られた知見や新たな制度改正等を踏まえて整理・とりまとめを行い、技術部会・作業安全衛生部会にて審議の上、PCB廃棄物処理事業検討委員会（以下「本委員会」という）の承認を得て公表しており、今後も随時改訂していくこととしている。

今回の改訂は、2025年12月及び2026年3月の作業安全衛生部会でご審議、ご了承いただいた「熱中症対策」、「保護具の選択と使用」等に関するものであり、本日、本委員会でご審議のうえ、ご了承いただければ、第5版として公表する。

2. 「解体撤去実施マニュアル共通編第5版」の改訂内容

（1）大気防止汚染法（第1章4.（1）③：20頁）

事前調査は有資格者（建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者）が実施すること、また、事前調査結果は電子システムにて都道府県等に報告する旨を追記した。

また、北九州第Ⅰ期施設の解体撤去において、レベル3相当の石綿含有建材（塗料及び接着剤）が検出されたことを紹介することで、他事業所への注意喚起を図った。石綿使用が判明した際の大気防止汚染法の届出等への対応については、各事業所の建築年代を踏まえ、レベル3を中心とした。

（2）石綿障害予防規則（石綿則）（第1章4.（1）④：21頁）

事前調査結果の保存期間等や作業計画の作成等を追記した。

（3）統括安全衛生管理体制の確立（第8章1.（1）③：66頁）

元請業者の統括管理の対象に、個人事業者を含む作業従事者を含めることを求める旨を追記した。

（4）特定化学物質作業主任者等の選任（第8章1.（3）：67頁）

特定化学物質作業主任者は、技能講習を修了した有資格者から選任する旨を追記した。また、表8－1に化学物質管理者等の職務と合わせて選任要件を追記した。

（5）作業環境測定（自主測定）（第8章3.（2）：69頁）

ばく露測定において、その精度の担保が必要となる場合には、有資格者（作業環境測定士）による実施を検討する旨を追記した。

(6) 作業者の健康診断の実施（第 8 章 6. (1) : 75 頁）

会社が解散する場合は、「がん原性物質関係記録等報告書」を作成し、作業記録等を添えて、所轄の労働基準監督署長宛に提出する旨を追記した。

(7) 作業者の健康管理（第 8 章 6. (1) : 76 頁）

同意書の様式について、自署の場合は押印不要であることを追記した。

(8) 熱中症の予防等（第 8 章 6. (5) : 78 頁）

令和 7 年 6 月に施行された改正労働安全衛生規則に沿った熱中症の重篤化を防止するための取組を追記した。

さらに、令和 7 年 5 月に改正された厚生労働省の「職場における熱中症予防基本対策要綱」に沿った日常的な熱中症予防対策について追記した。

(9) 高年齢労働者対策（第 8 章 6. (8) : 82 頁）

解体撤去工事高年齢従事者の労働災害の防止のため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他必要な措置を講じる旨を追記した。

(10) 保護具の選択と使用にあたっての留意点（第 9 章 1. (4) : 87 頁）

防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(P-PAPR)及び防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(G-PAPR)は、型式検定合格標章が付された型式検定合格品を選定する旨を追記した。

3. 資料集の主な改訂内容

(1) 関係法令、要綱、ガイドライン等（第 1 章 I : 5～8 頁）

「関係法令、要綱、ガイドライン等」を最新情報に差し替えた。

- ・別紙 1 「解体撤去実施マニュアル共通編 改訂第 5 版（案）令和 8 年〇月」
- ・別紙 2 「解体撤去実施マニュアル共通編 資料集 改訂第 5 版（案）令和 8 年〇月」